

泌尿器腹腔鏡技術認定制度施行細則

第 1 章 技術認定申請方法

(技術認定申請書類)

第 1 条

第 1 条 技術認定申請者は次に定める書類、ビデオを、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会事務局に提出する。なお、(10) 患者さんからの承諾書は、個人情報保護の観点から、申請者の手元にとどめ置くこととする。

(1) 泌尿器技術認定申請書・履歴書（書式 1-26 版、2-26 版）

(2) 日本泌尿器科学会専門医認定証（写）、あるいは、日本専門医機構泌尿器科専門医認定証（写）

(3) 泌尿器腹腔鏡教育プログラム参加証

申請ビデオが、腹腔鏡手術、ロボット支援手術、いずれであっても、下記①または②の提出が必要である。

① 日本泌尿器科学会、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会、日本内視鏡外科学会が主催する、あるいはこれらの学会が公認する、泌尿器腹腔鏡に関する教育セミナー参加証明書類（写）。

② コンソールサージャン certificate 認定証（写）に加えて学会が公認する、泌尿器腹腔鏡技術認定申請のための教育プログラム受講証（写）。

尚、上記教育セミナーおよび教育プログラムは「泌尿器腹腔鏡教育プログラム公認規程」あるいは「泌尿器腹腔鏡技術認定申請のための教育プログラム公認規程」の条件を満たすものでなければならない。

(4) 手術実績一覧 1（書式 3-1-26 版）

(5) 手術実績一覧 2（書式 3-2-26 版）

(6) 泌尿器腹腔鏡技術認定制度ビデオ審査添付書 1（書式 4-1-26 版）

(7) 泌尿器腹腔鏡技術認定制度ビデオ審査添付書 2（書式 4-2-26 版）

(8) 申請者の腹腔鏡手術手技を評価しうる泌尿器腹腔鏡技術認定取得者 2 名の推薦

(9) 腹腔鏡下腎摘除術、腹腔鏡下副腎摘除術、腹腔鏡下腎盂形成術、ロボット支援腹腔鏡下腎摘除術、ロボット支援腹腔鏡下副腎摘除術、またはロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術の未編集ビデオ

(10) 手術を受けられた患者さんもしくは代諾者から得た、技術認定医制度への申請および情報の二次利用に関する承諾書（書式 6-1-1，書式 6-1-2）

(11) 病院から得た、技術認定医制度への申請および情報の二次利用に関する承諾書（書式 6-3）

(12) 申請者の、技術認定医制度への申請および情報の二次利用に関する承諾書（書

式 6-2)

(13) 申請料の銀行振り込み証のコピー

(14) 再申請者は、再申請に際して技術的に改善した点を記載したビデオ審査添付書 3 (書式 7-1-26 版)、およびビデオ審査添付書 4 (書式 7-2-26 版)

(15) 再申請者および失効後申請者は、泌尿器腹腔鏡ビデオ講習会参加証明書のコピー

(技術認定申請料)

第 2 条

申請料は以下のように定める。

- (1) 申請料は 3 万円とする。
- (2) 申請料は返却しない。

(申請に必要な症例)

第 3 条

手術実績一覧に記載する症例は以下のように定める。(附表参照)

- (1) 申請者は、主たる術者として執刀した 20 例を手術実績一覧 (書式 3-1-26 版、3-2-26 版) として提出する。
- (2) ただし、その半数以下の症例においては、部分的に指導者として執刀した症例であってもよい。
- (3) 1 症例を 2 名の申請者の症例として用いることはできない。
- (4) 開放手術に移行した症例を含めることはできない。
- (5) 用手補助下手術やロボット支援腹腔鏡手術を含めることができる。

(提出ビデオ)

第 4 条

申請に際して提出するビデオは以下のように定める。(附表参照)

- (1) 申請者が術者として完遂した腹腔鏡下腎摘除術、腹腔鏡下副腎摘除術、腹腔鏡下腎盂形成術 (dismembered 法)、ロボット支援腹腔鏡下腎摘除術、ロボット支援腹腔鏡下副腎摘除術、ロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術 (dismembered 法) で、トロカー留置から臓器遊離または吻合終了、止血確認まで、一時停止しない未編集ビデオとする。
- (2) 副腎部分切除術、助手が主要な手術操作を行っている手術は不適格とする。
- (3) トロカー留置から臓器遊離または吻合終了、止血確認まで、副腎摘除術では 2 時間 30 分以内、腎摘除術、腎盂形成術では 3 時間 30 分以内のものとする。
- (4) 申請時からさかのぼって 1 年以内に行われた手術のビデオとする。

- (5) 用手補助下手術は認められない。
- (6) 腎摘除術で申請される場合は、根治的腎摘除術または腎尿管全摘除術が望ましい。ただし、単純腎摘除術、腎尿管摘除術、あるいはドナー腎摘出術のビデオでも申請可能である。
- (7) ビデオは MP-4 形式（4GB x 2 本以内）で保存し、アップロードする。通常速度で手術手技が評価できる画質のものとする（詳細は技術認定申請チェック表参照）。

（再申請条件）

第 5 条

前回申請で不合格となり再申請を行う場合は、以下の講習会に参加するとともに、前回申請時審査委員からの指摘を踏まえて改善した点を、ビデオ審査添付書（書式 7-1-26 版、書式 7-2-26 版）に記載、提出することとする。

- ・ 前回申請時から再申請時まで開催された、両学会が主催する泌尿器腹腔鏡ビデオ講習会

（個人情報保護）

第 6 条

申請のために提出された書類に記載された個人情報は審査のために審査委員会で供覧されるが、技術認定制度委員会の管轄のもとに日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会事務局が厳重に管理し、審査以外の目的には使用されない。

第 2 章 審査委員選任方法

（審査委員の資格）

第 7 条

審査委員は、規則第 10 条の各項を満たすとともに、以下の各項も満たさねばならない。

- (1) 腹腔鏡下腎摘除術、腹腔鏡下副腎摘除術、腹腔鏡下腎部分切除術、腹腔鏡下腎盂形成術またはこれらの用手補助下手術、ロボット支援腹腔鏡下腎摘除術、ロボット支援腹腔鏡下副腎摘除、ロボット支援腹腔鏡下腎部分切除術またはロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術を 100 例以上経験している。
- (2) 日本内視鏡外科学会会員である。
- (3) 泌尿器腹腔鏡に関する学会発表、論文発表を少なくとも 5 件以上有している。

(審査委員の公表)

第 8 条

審査委員のリストは公表しない。

(審査委員申請書類)

第 9 条

審査委員に応募する際に提出する書類は、以下に定めるものとし、すべて A4 版とする。

なお、(5) 患者さんからの承諾書は、個人情報保護の観点から、申請者の手元にとどめ置くこととする。

- (1) 審査委員応募書（書式 8-25 版）
- (2) 腹腔鏡手術実績一覧（書式 3-1-25 版、3-2-25 版）
- (3) 泌尿器腹腔鏡技術認定制度審査委員応募ビデオ審査添付書（書式 10-1-25 版、10-2-25 版）
- (4) 腹腔鏡下腎摘除術、腹腔鏡下副腎摘除術または腹腔鏡下腎盂形成術、ロボット支援腹腔鏡下腎摘除術、ロボット支援腹腔鏡下副腎摘除、またはロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術（dismembered 法）の未編集ビデオ（MP4 形式）
- (5) 手術を受けられた患者さんもしくは代諾者から得た、技術認定医制度への申請および情報の二次利用に関する承諾書（書式 6-1-1, 書式 6-1-2）
- (6) 病院から得た、技術認定医制度への申請および情報の二次利用に関する承諾書（書式 6-3）
- (7) 申請者の、技術認定医制度への申請および情報の二次利用に関する承諾書（書式 6-2）
- (8) 腹腔鏡手術関連業績目録（書式 9-25 版：論文は 1 ページ目のコピー、学会発表は抄録のコピーを添付する。）
- (9) 日本泌尿器科学会指導医認定証コピー
- (10) 日本内視鏡外科学会技術認定「泌尿器腹腔鏡」認定証コピー

(審査委員選出方法)

第 10 条

審査委員の審査は核審査委員が行い、核審査委員会で合否を判定し、技術認定制度委員会に審査委員候補者を推薦する。

(審査委員補充)

第 11 条

審査委員および核審査委員は、技術認定制度委員会が必要と認めたときに補充する

ことができる。

第 12 条

審査委員の補充に際しては、申請者は細則第 9 条に定められた書式と推薦状（書式 11-25 版）を提出する。審査は核審査委員会で行う。

（審査委員更新）

第 13 条

審査委員の更新に際して提出する書類は以下のものとし、A4 版とする。

- (1) 審査委員更新申請書（書式 12-25 版）
- (2) 最近 3 年間継続して泌尿器科臨床に従事していることを証明する書類（書式 12-25 版）
- (3) 最近 3 年間の泌尿器腹腔鏡手術実績一覧（書式 12-25 版）

第 3 章 技術認定審査の具体的方法

（判定方法）

第 14 条

技術認定の審査は以下の要領で行う。

- (1) 合否の判定は、審査委員によるビデオ審査結果をもとに、審査委員会で行う。
- (2) ビデオの審査結果が、審査委員 2 名とも合格のとき、合格の判定とする。
- (3) 2 名の委員の審査結果が異なるときは、第 3 の委員として核審査委員が審査し、審査委員会でも合否を判定する。
- (4) ビデオの審査結果が、審査委員 2 名とも不合格のときは、審査委員会でも合否を判定する。
- (5) 申請書類審査は、核審査委員会で行う。

（ビデオの審査方法）

第 15 条

提出されたビデオの審査は以下のように行う。

- (1) ビデオの審査は、技術認定ビデオ審査基準（別紙）に準じて行う。
- (2) 審査は減点法で行い、75 点満点で 60 点以上を合格とする。
- (3) 提出されたビデオで審査困難な場合は、審査委員会は別ビデオの提出を求めることができる。

(審査結果の通知)

第 16 条

審査結果は、審査委員のコメントをつけて申請者に通知される。

第 4 章 技術認定取得者の登録

(技術認定登録料)

第 17 条

登録料は以下のように定める。

- (1) 登録料は 5,000 円とする。
- (2) 登録料は、以下の日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会事務局口座に払い込む。

三菱 UFJ 銀行 京橋支店 普通 0 4 7 2 9 5 2

口座名：一般社団法人日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会

(技術認定取得者登録および認定証の発行)

第 18 条

登録料が払い込まれたことが確認された後、技術認定取得者として登録され、認定証が送付される。

第 5 章 技術認定更新方法

(技術認定更新資格)

第 19 条

5 年ごとに行われる更新の資格は、規則第 16 条 (1) (2) に定める技術認定申請資格を保持するとともに、以下の各号を満たすこととする。なお、留学、出産、病気、育児、介護などで臨床を中断し、下記 (1) または (2) を満たさないものについては、理由書（書式 16-25 版）の提出を条件に、3 年までの猶予期間を認める。

- (1) 泌尿器科の臨床に継続して従事していること。
- (2) 5 年間に泌尿器腹腔鏡手術を術者または指導者として 20 例（附表参照）以上施行していること。ただし、この基準を満たさない申請者は 2 年以内に術者として施行した腹腔鏡下腎摘除術、腹腔鏡下副腎摘除術、腹腔鏡下腎盂形成術（dismembered 法）、ロボット支援腹腔鏡下腎摘除術、ロボット支援腹腔鏡下副腎摘除術、またはロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術（dismembered 法）のビデオ審査に合格することによって更新することができる。
- (3) (2) の 20 例には用手補助下手術ならびに保険収載されたロボット支援手術を含めることができる。

(4) 5 年間に日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会または泌尿器腹腔鏡ビデオ講習会に 1 回以上参加していること。

(技術認定非更新者の処遇と再申請)

第 20 条

更新のためのビデオ審査不合格者および技術認定非更新者は技術認定取得者の資格を失う。再度取得を希望する場合は、新たに技術認定に申請することになる。この場合は、泌尿器腹腔鏡ビデオ講習会に新たに参加することを申請条件とする。

(技術認定更新書類)

第 21 条

更新に際しては、以下に定める書類を日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会事務局に提出する。

- (1) 泌尿器腹腔鏡技術認定更新申請書・臨床従事証明書（書式 13-25 版）
- (2) 日本泌尿器科学会専門医認定証（写）
- (3) 最近 5 年間の泌尿器腹腔鏡手術実績一覧表（書式 14-25 版）
- (4) 最近行われた 20 例の泌尿器腹腔鏡手術実績一覧表（書式 15-25 版）（附表参照）
- (5) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会または泌尿器腹腔鏡ビデオ講習会参加証（5 年以内のもの）のコピー
- (6) 更新料の銀行振込用紙のコピー
- (7) ビデオ審査が必要な場合は、腹腔鏡下腎摘除術、腹腔鏡下副腎摘除術、腹腔鏡下腎盂形成術（dismembered 法）、ロボット支援腹腔鏡下腎摘除術、ロボット支援腹腔鏡下副腎摘除術、またはロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術（dismembered 法）のビデオ、泌尿器腹腔鏡技術認定制度ビデオ審査添付書 1（書式 4-1-25 版）、泌尿器腹腔鏡技術認定制度ビデオ審査添付書 2（書式 4-2-25 版）。なお、手術を受けられた患者さんもしくは保護者から得た、ビデオを申請に使用することの承諾書（書式 6-25 版）は施設に保管すること。

(更新申請料)

第 22 条

更新申請料は以下のように定める。

- (1) 申請料は 1 万円とする。ただし、ビデオ審査が必要な場合は 3 万円とする。
- (2) 更新申請料は返却しない。

(日本内視鏡外科学会技術認定の更新)

第 23 条

泌尿器腹腔鏡技術認定の更新を行ったものは、日本内視鏡外科学会に所定の更新書類を送付し、所定の更新料を納入することによって、日本内視鏡外科学会技術認定の更新を行うことができる。

(附則)

本細則は、平成 16 年 4 月 1 日に発効する。

本細則は、平成 17 年 4 月 1 日に改定発効する。

本細則は、平成 17 年 5 月 12 日に改定発効する。

本細則は、平成 18 年 4 月 13 日に改定発効する。

本細則は、平成 19 年 4 月 13 日に改定発効する。

本細則は、平成 20 年 4 月 24 日に改定発効する。

本細則は、平成 20 年 12 月 1 日に改定発効する。

本細則は、平成 23 年 8 月 22 日に改定発効する。

本細則および附属する書類は、技術認定制度委員会において毎年再検討し、両学会理事会の審議のもとに必要に応じて修正する。

本細則における用語「腹腔鏡手術」は、狭義の腹腔鏡手術（経腹膜到達法）と後腹膜鏡手術（後腹膜到達法）を包括する用語として用いられている。

本細則は、平成 24 年 11 月 22 日に改定発効する。

本細則は、平成 25 年 3 月 6 日に改定発効する。

本細則は、平成 26 年 10 月 1 日に改定発効する。

本細則は、平成 29 年 4 月 1 日に改定発効する。

本細則は、令和 1 年 12 月 18 日に改定発効する。

本細則は、令和 3 年 11 月 11 日に改定発効する。

本細則は、令和 4 年 1 月 13 日に改定発効する。

本細則は、令和 4 年 10 月 18 日に改定発効する。

本細則は、令和 5 年 4 月 7 日に改定発効する。

本細則は、令和 5 年 6 月 30 日に改定発効する。

本細則は、令和 5 年 10 月 17 日に改訂発効する。

本細則は、令和 5 年 11 月 6 日に改定発効する。

本細則は、令和 6 年 3 月 13 日に改定発効する。

本細則は、令和 8 年 5 月 7 日に改定発効する。

本細則は、令和 8 年 7 月 3 日に改定発効する。

本細則は、令和 8 年 9 月 3 日に改定発効する。